

## 鳥取市公衆浴場原油価格高騰対策補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市公衆浴場原油価格高騰対策補助金（以下「本補助金」という。）を交付することに関し、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、最近の原油価格の高騰に鑑み、その購入経費を補助することにより、公衆浴場の経営の安定を図り、もって地域住民の公衆衛生基盤の安定的な確保に資することを目的として交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定に基づく知事の営業許可を受け、かつ、入浴料金について物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の統制額の指定を受けている公衆浴場をいう。

### (補助対象者)

第4条 本補助金の対象となる者は、公衆浴場の経営者であって、本補助金の交付の申請をした日に納期が到来している次に掲げる国税及び市税等を完納しているものとする。

- (1) 国税
- (2) 市民税（個人・法人）
- (3) 固定資産税
- (4) 下水道使用料

### (補助対象及び補助額)

第5条 本補助金の額は、令和5年度に購入する燃料の量に1リットルあたり31円を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、次に掲げる公衆浴場については、本補助金は交付しない。

- (1) 年度の途中において特別の理由がなく休業又は廃業した公衆浴場
- (2) 年度中の営業日数が200日未満の公衆浴場
- (3) 飲食店、宿泊施設、娯楽施設等のレジャー目的施設が併設されている公衆浴場
- (4) 地域の共同運営等により主として当該地域の住民の共同浴場としての用に供されている公衆浴場

### (補助金交付の申請)

第6条 規則第4条の規定に基づく補助金等交付申請は、市長が別に定める日までに  
行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に掲げる書類は、  
様式第1号から様式第4号までによるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更と  
する。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号のその他市長が別  
に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(概算払)

第9条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払により交  
付することができる。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定に基づく実績報告書は、交付決定を受けた年度の3月  
31日までに市長に提出しなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に掲げる書類  
は、それぞれ様式第1号、様式第2号及び様式第4号によるものとする。

(交付の条件)

第11条 市長は、本補助金の交付を決定する場合において、令和5年度中に第5条  
ただし書の規定に該当するに至った公衆浴場に対しては、その交付の決定を取り消  
すとともに、既に本補助金が交付されているときは、その返還を命ずる旨の条件を  
付するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、健康  
こども部長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和5年7月20日から施行し、令和5年度分の補助金から適用す  
る。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効前に、この要綱の規定に基づき交付の決定がなされた補助事業については、なお従前の例による。

様式第1号（第6条、第10条関係）

令和5年度鳥取市公衆浴場原油価格高騰対策補助事業計画（報告）書

浴場名 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_

1 公衆浴場営業計画（実績）

営業日数

営業月	営業日数	営業月	営業日数
4月	日	10月	日
5月	日	11月	日
6月	日	12月	日
7月	日	1月	日
8月	日	2月	日
9月	日	3月	日
年間営業日数			日

\* 上記の日数がわかる資料の添付をお願いします。

様式第2号（第6条、第10条関係）

令和5年度鳥取市公衆浴場原油価格高騰対策補助事業収支予算（決算）書

浴場名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

1 収入の部

項目	金額（円）	備考
年間運営費補助金		} 市補助金
省エネ対策事業補助金		
電気代高騰対策補助金		
原油価格高騰対策補助金		
入浴料		
合計		

2 支出の部

項目	金額（円）	備考
合計		

※ 省エネ対策事業所要経費を含む。

(収入)                      円 — (支出)                      円 =                      円

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住 所  
浴場名  
代表者氏名 ⑩  
(自署の場合は押印不要)

市 税 等 納 付 状 況 確 認 同 意 書

私は、鳥取市公衆浴場原油価格高騰対策補助金の交付申請に伴い、私及び経営する公衆浴場の市税等（市民税（個人・法人）・固定資産税・下水道使用料）の納付状況について、鳥取市が確認することに同意します。

様式第4号（第6条、第10条関係）

令和5年度燃料購入量計画（実績）表  
（鳥取市公衆浴場原油価格高騰対策補助金）

公衆浴場名：

代表者氏名：

購入月	燃料購入量（リットル）	
令和5年 4月		実績 ・ 見込
令和5年 5月		実績 ・ 見込
令和5年 6月		実績 ・ 見込
令和5年 7月		実績 ・ 見込
令和5年 8月		実績 ・ 見込
令和5年 9月		実績 ・ 見込
令和5年10月		実績 ・ 見込
令和5年11月		実績 ・ 見込
令和5年12月		実績 ・ 見込
令和6年 1月		実績 ・ 見込
令和6年 2月		実績 ・ 見込
令和6年 3月		実績 ・ 見込
合計	リットル	

補助対象金額

リットル × 31円 = 円